C.L. information

Vol.53 2016年1月

特　集

- 簡易専用水道の管理について
- 害虫紹介（トゲハネバエ類）
- 食中毒情報

株式会社コントロール・ラボ

簡易専用水道の管理について

上水道から供給を受ける水のみを水源とし、ビルやマンションなどに設置される受水槽に水道水を溜めて給水する建物内水道を貯水槽水道といいます。受水槽をもつ水道のうち、受水槽の有効容量が 10 ㎥を超えるものは、水道法で**「簡易専用水道」**とよばれ、設置者が衛生的に管理することが義務付けられています。今回の C.L.information では簡易専用水道の管理について紹介したいと思います。

貯水槽水道の分類

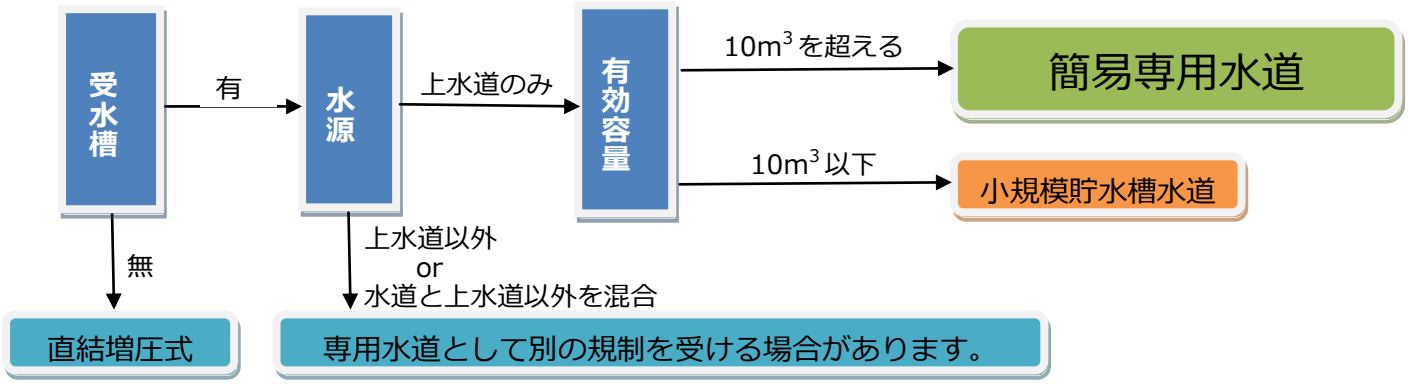

・簡易専用水道　　：水道法第 34 条に管理基準の遵守と法定検査の受検が義務付けられています。

・小規模貯水槽水道：法の適用は受けませんが、簡易専用水道に準じた管理に努めなければならないとされています。

望ましい衛生管理

必須管理

1.　法定検査の受検

設置者は、1 年以内ごとに 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けなければなりません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。法定検査を怠った場合は、罰則(100 万円以下の罰金)が適用されることがあります。

主な検査内容

- **水槽等の外観検査：水槽やその周辺の状況についての検査**
- **書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査**
- **水質検査：給水栓における臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素の検査**

2.　水槽の清掃

1 年以内ごとに 1 回、受水槽・高置水槽の清掃を定期的に行わなければなりません。

※水槽の清掃を設置者が自ら行わない場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、各市町村に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼をして実施しなければなりません。

自主管理

3. 水質検査

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに水を入れ、色・濁り・臭い・味に異常がないかチェックします。また、十分に消毒できているか確認するために、残留塩素を測定してください。
残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている可能性があるため専門の水質検査機関で水質検査を行ってください。

※多くの保健所が水道法水質基準に準じた水質検査を年１回行うことを推奨しています。

水質検査の項目(例)

一般細菌、大腸菌、全有機炭素(TOC)の量、塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、pH 値、味、臭気、色度、濁度

4. 施設点検

有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防ぐために、水槽などを定期的に点検してください。また、地震や大雨等があった場合は、水槽が汚染されるおそれがあるため、速やかに点検し、安全を確認してください。
主な点検内容は以下の通りです。

点検箇所	点検内容
水槽の周囲	漏水等の異常をすぐに発見できるよう、受水槽・高置水槽周りは清潔に保つようにしてください。
水槽本体	受水槽・高置水槽から水が漏れたり雨水が混入しない様に、本体に亀裂がないか確認してください。
マンホール	隙間から雨水や昆虫等が受水槽・高置水槽に入らない様に、マンホールの密閉と施錠を確認してください。
防虫網	防虫網が無かったり網目が大きい場合、昆虫等が受水槽・高置水槽に入ることがあるので、オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状態を確認してください。
水槽内部	赤さびなどの沈殿物や異常な浮遊物質等がないか確認してください。

その他

5. 図面・書類の保管

法定検査で必要となるので整理して保存しておかなければなりません。

施設の配置・給水系統などの図面：永年保存

受水槽・高置水槽の清掃記録及び検査に関する書類：5 年間保存

貯水槽水道の衛生管理を承っております。
ご要望の方は弊社までお問い合わせ下さい。

害虫紹介

トゲハネバエ類

冬季には屋外の害虫の発生数は少なくなりますが、一部の種類では発生し続けるものがいます。その代表的な種類として、トゲハネバエ類というハエ類の仲間が挙げられます。

生態

トゲハネバエ類は体長 5～6mm程度の中型のハエ類です。日本全国に分布している主要な種として、センチトゲハネバエとチャバネトゲハネバエが挙げられます。幼虫は腐敗動植物を主な発生源としており、浄化槽や汲み取り式の便所の他、放置された牡蠣殻や鶏糞から発生し、畜舎などでも多く見られます。成虫は光や臭気に誘引される性質があり、一般家庭では便所の窓などで見かけることが多いです。一般的なハエ類とは発生時期が異なっており、トゲハネバエ類の発生時期は主に秋～春季で、他の害虫が多い夏期にはあまり見かけることがありません。

図 トゲハネバエ科 Heleomyzidae

被害

光や臭気によって誘引された成虫が屋内に侵入し、異物混入の原因になります。また、幼虫の発生源が腐敗動植物であるため、病原菌などの媒介の可能性があり、衛生的にも問題があります。

対策

成虫の侵入対策として、腐敗物などの残渣ゴミの管理が挙げられます。建物周辺に残渣ゴミを放置すると誘引されるため、早急に廃棄することが重要です。また、他の害虫の対策と同様に、扉やシャッターの開放時間を短くし、外部からの侵入を防止します。特に、食品工場では冬季に従業員の防虫意識が低下することで、このハエ類の侵入を許してしまうケースが多く見られるため、冬季においても侵入対策を徹底することが重要です。光に誘引される性質があるため、光誘引式捕虫器の設置も効果的です。

食中毒情報

12 月に、愛知県でサルモネラ属菌を原因とした大規模食中毒が発生していました。民間の給食会社が提供したマカロニソテーで使われた合いびき肉の加熱不足が原因と考えられています。調理工程において、加熱食品の中心温度の確認不足や、調理員の動線に問題が確認されています。同様の問題を発生させないために、食中毒予防の原則である「つけない、増やさない、殺す」に基づいて、厨房内の管理状況を再度確認し直してください。

今月もノロウイルスを原因とした食中毒が多発していました。ほとんどがウイルスを持った調理従事者が原因となっています。健康チェックは当然のことながら、ドアノブ・取っ手・作業台などの人が触れやすい場所を日常的に塩素で殺菌して汚染を厨房内に広げないことも重要です。

全国食中毒発生状況
（12/15～1/14 新聞発表分）

原因物質	事例	感染者数
ノロウイルス	13	410
カンピロバクター	4	46
サルモネラ	1	1094
ウエルシュ菌	1	95
不明・その他	3	33

株式会社コントロール・ラボ

本　　社　〒651-1211 神戸市北区小倉台7-1-7　TEL: 078-582-3575 FAX: 078-582-3576
阪神事業部　〒658-0026 神戸市東灘区魚崎西町2-4-15　TEL: 078-858-6801 FAX: 078-858-6802
東京営業所　〒194-0004 東京都町田市鶴間424-1-402　TEL: 042-799-5270 FAX: 042-850-6456
福岡営業所　〒816-0921 福岡県大野城市仲畑1-6-15-A棟3　TEL: 092-575-0630 FAX: 092-586-6321

フリーダイヤル
0120-540-643
URL http://controllabo.co.jp

Control Labo. 株式会社コントロール・ラボ
MITEC エムテック衛生検査所